

日専連カード会員規約（当該規約は2026年6月15日より適用いたします）

■改定内容一覧

現在の 条 番	現在の 項 番	現在の 号 番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更後 の項番	変 更 前	変 更 後
第2条	(4)		第2条	(4)		<p>(カード発行と管理・規約の承認・カードの有効期限)</p> <p>(4) 会員は、会員番号およびカードの有効期限についての情報を本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させることはできません。</p>	<p>(カード発行と管理・規約の承認・カードの有効期限)</p> <p><b>(4) 会員は、カード番号、有効期限、セキュリティコード、ID、パスワード、ワンタイムパスワードその他甲所定の認証情報（以下「カード情報等」といいます。）を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。会員は、甲または甲が認める加盟店以外の第三者に対し、カード情報等を入力、送信または開示してはならないものとします。会員は、電子メール、SMS、SNS、検索結果、広告その他の手段を通じて表示されたウェブサイト等について、その真正性を合理的に確認したうえでカード情報等を入力するものとします。</b></p>
第5条	(1)		第5条	(1)		<p>(費用等の負担)</p> <p>(1) 会員は、当社が定めるご利用代金明細書を郵送した場合、所定の発行手数料を支払うものとします。但し、当該月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分又は当社が必要と認めるご利用分が含まれる場合、発行手数料は無料とします。</p>	<p>(費用等の負担)</p> <p>(1) 会員は、当社が定めるご利用代金明細書<b>または振込用紙</b>を郵送した場合、<b>それぞれ</b>所定の発行手数料を支払うものとします。但し、当該月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分又は<b>その他、甲が適当と認める事情を勘案し、当該請求を行わないことがあります。</b></p>
第5条				(7)		新 設	<p>(費用等の負担)</p> <p><b>(7) 会員は、甲に対し、甲の定めるカードサービス手数料をお支払いいただくものとします。カードサービス手数料は、甲が会員登録をした月の1日から1年後の会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月27日に所定の方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません。</b></p> <p><b>①会員登録月の1日から締切日までの間にカードのご利用（キャッシングサービスのご利用も含む）があったとき、但し本条各号に定める費用等の負担はカード利用の対象外とする。</b></p> <p><b>②他、甲が適当と認める事情を勘案し、その請求を行わないとした場合</b></p>
第8条	(5)		第8条	(5)		<p>(カード利用可能枠)</p> <p>(5) 会員は、甲が承認した場合を除き、前第1項の利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。万一甲の承認を得ずにこの利用可能枠を超えてカードを利用した場合、この利用可能枠を超えた金額は、一括して直ちにお支払いいただきます。</p>	<p>(カード利用可能枠)</p> <p>(5) 会員は、甲が承認した場合を除き、前第1項の利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。万一甲の承認を得ずにこの利用可能枠を超えてカードを利用した場合、この利用可能枠を超えた金額は、<b>翌月一括もしくは直ちにお支払いいただきます。なお、甲は、会員の信用状況、利用状況、支払状況その他甲が適当と認める事情を勘案し、その請求を行わないことがあります。</b></p>